

# 特定非営利活動法人日本成人病予防協会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本成人病予防協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区東日本橋三丁目5番5号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国民に対し、予防医学の見地に立脚して成人病を予防するための事業を行い、もって国民の健康な生活を維持し、及び増進することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、保健、医療及び福祉の増進を図るための特定非営利活動を行う。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

予防医学知識の普及を目的とした講演及び個別指導

予防医学の普及要員としての健康管理士一般指導員の資格認定及び育成

予防医学に関するセミナー及び勉強会の開催

## 第3章 資格認定

(健康管理士一般指導員)

第6条 健康管理士一般指導員は、本会の趣旨に賛同した個人であって、本会の事業の円滑な推進及び発展に尽力することができるものでなければならない。

第7条 健康管理士一般指導員資格は、特定非営利活動法人日本成人病予防協会及び、財団法人生涯学習開発財団が認定する。

第8条 健康管理士一般指導員は、本会が主催する全ての行事に参加する資格を有する。

(資格登録料及び資格維持管理料)

第9条 健康管理士一般指導員は、資格登録料及び資格維持管理料を納入しなければならない。

(健康管理士一般指導員の義務)

第10条 健康管理士一般指導員は2ヶ月に1回発行される学術刊行物「ほすび」を購読し、付随する添削問題を提出しなければならない。

(健康管理士一般指導員資格の喪失)

第11条 資格者がいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 資格者より資格の更新をしない意思が示されたとき

(2) 資格登録手続きを期限内に行わなかったとき

(3) 資格更新手続きを期限内に行わなかったとき

(4) 資格維持管理料を滞納したとき

(5) 本会則第10条に違反したとき

(6) 法律に違反する行為を行ったとき

(7) 本会の体面を傷つけ、又その目的に反する行為を行ったとき

(8) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

尚、上記の理由で資格を喪失し、再度資格登録を希望する場合は、再度「健康管理士一般指導員資格認定試験」を受験し、合格の後、資格の再登録をしなければならない。それ以外の理由により、資格を喪失した場合は、いかなる場合でも資格の再登録はできないこととする。

第12条 既納の資格登録料、資格維持管理料及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、補佐として副理事長又は、専務理事をおくことができる。

### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること

### (任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

### (職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第19条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 資格登録料及び資格維持管理料
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第20条 資格登録料及び資格維持管理料は以下のとおりとする。

資格登録料	10,000円
資格維持管理料	6,000円

第21条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

以上